

令和2年厚木市農業委員会1月定例総会議事録

日 時 令和2年1月27日 月曜日 午後2時30分から午後3時25分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1番 市 川 和 典 3番 野 口 政 夫

4番 新 藤 悦 子 5番 小 澤 隆

6番 梅 澤 清 子 7番 難 波 博 文

8番 井 上 謙 治 9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進 11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川 曉(会長職務代理)

欠席者 2番 松 野 勝

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について(報告3件)
- 2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(報告15件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(報告1件)
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について(報告1件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について(報告3件)
- 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)
- 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件)
- 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件)
- 9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(報告1件)
- 10 議案第5号 新規就農者の認定について(3件)
- 11 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について(32件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

2番の松野勝委員から欠席届が出ております。

これより、令和2年厚木市農業委員会1月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、9番の山川宏司委員と10番の松前進委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、12月11日から1月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で1件、1筆、面積は488.88平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で2件、6筆、面積は2,055.63平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、3件、7筆、面積は2,544.51平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、12月11日から1月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は83筆、面積は46,956平方メートルでございます。あっせん希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知について」、御報告いたします。
報告する案件は1件でございます。

土地の所在地は飯山字柳背1筆、地目は田、面積は1,410平方メートルでございます。

借人は飯山にお住まいのAさん、貸人は飯山にお住まいのBさんです。

貸人の都合により、令和元年12月17日に合意解約されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

本件につきましては、令和2年1月8日付けで、Cさんの相続人であり、横浜市緑区十日市場町にお住まいの養子Dさんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

相続税の納税猶予の特例を受けようとする農地は、岡田四丁目1筆、地目は畑、面積は787平方メートルの内759.00平方メートルでございます。

本証明願を受け、書類審査及び本人の立会いのもと現地調査を行いましたところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、令和2年1月10日付けで証明書を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。御報告する案件は3件でございます。

1番でございますが、申請者は、みはる野1丁目にお住まいのEさんでございます。

申請地は上荻野字東2筆、地目は畑、合計面積は567平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、昭和60年4月に申請者の父が相続した際には既に通路及び住宅敷地として使用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、12月19日に野口委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

2番でございますが、申請者は、三田にお住まいのFさんでございます。

申請地は三田字白山1筆、地目は田、面積は635平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和60年に建設用資材を保管するための倉庫及び住宅敷地の一部として使用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、12月20日に松野委員及び小澤委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、上荻野にお住まいのGさんでございます。

申請地は上荻野字王子原1筆、地目は畑、面積は376平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和45年に自宅の建て替えをした際に住宅敷地として使用され、現在

に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、6月10日に野口委員及び難波委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました野口委員及び小澤委員から報告をお願いします。

<野口委員>

1番及び3番について説明いたします。

1番でございますが、これらの土地につきましては、昭和60年4月に申請者の父が相続した際には既に通路及び住宅敷地として使用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

3番でございますが、この土地につきましては、昭和45年に自宅の建て替えをした際に住宅敷地として使用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<小澤委員>

2番について説明します。

この土地につきましては、昭和60年に建設用資材を保管するための倉庫及び住宅敷地の一部として使用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は関口字棧敷所2筆、地目は田、合計面積は1,356平

方メートルです。

受人は関口にお住まいのHさんで、渡人は関口にお住まいのIさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稻の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人1人でございます。

農作業の常時従事日数は200日、耕作面積は15,387.71平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約15分のところに位置しております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は上落合字柳添2筆、地目は畑、合計面積は301平方メートルです。

受人は酒井にお住まいのJさんで、渡人は上落合にお住まいのKさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、長男、長男の妻及び長男の子の合計4人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は2,877平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は上落合字柳添4筆、地目は田及び畑、合計面積は951平方メートルです。

受人は酒井にお住まいのJさんで、渡人は茅ヶ崎市今宿にお住まいのLさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の作付けが予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、長男、長男の妻及び長男の子の合計4人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は2,877平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

対象となる農地の所在は三田字白山1筆、地目は田、面積は151平方メートルです。

申請人は、三田にお住まいのMさん及び同所にお住まいのFさんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、大和市上草柳2丁目に本店を置き、一般貨物自動車運送業を営む有限会社Nから、業務拡大により大型車両2台分の駐車場が必要となったため、現在借りている場所に隣接する申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

なお、Nは厚木市三田の宅地を賃貸し、厚木事業所として営業しております。

申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は雑種地となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を砕石舗装し、大型トラック2台分の駐車場を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、西側については高さ1メートル程の丸太鉄線柵を新設、北側については高さ5センチメートルのコンクリート製土留めを新設する計画となっております。

また、雨水については敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分については、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地となります。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございますが、対象となる農地の所在は三田字仲町1筆、地目は田、面積は1,275平方メートルの内495.66平方メートルです。

申請人は、下依知3丁目にお住まいのOさんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、妻田北2丁目に保育園を設置し就学前の子どもに対する教育及び子育て支援事業を営む個人事業主であるPさんから、借用していた駐車場に共同住宅が建設されたため、代わりとなる駐車場が必要となったことから、当該保育園の近隣にある申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は田、西側及び南側は道路、北側は雑種地となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を40センチメートル程盛土し、出入口を南側にスロープにて設け、敷地内を碎石舗装し、乗用車8台分の駐車場を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側についてコンクリートブロック1段積を新設し、30度の法面処理を行い、西側及び南側については高さ70センチメートル程の既存の鉄筋コンクリート擁壁があり、北側については既存のコンクリートブロック2段積を利用する計画となっております。

また、雨水については敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分については、申請地の南側が市街化区域となっており、そこから連たんする第3種農地となります。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

次に、日程8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は三田字根岸下1筆、地目は田、面積は1,999平方メートルです。

借人は横浜市青葉区梅が丘の有限会社Q、代表取締役Rさん。貸人は茅ヶ崎市南湖1丁目にお住まいのSさんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための許可申請です。

借人は、横浜市青葉区梅が丘に本店を置き、貨物自動車運送業を営む法人で、厚木市三田1丁目の土地を賃借し厚木営業所を設置しており、第二東海自動車道工事に伴う道路建築資材の輸送業務が増大し、輸送トラックの駐車場用地が必要になったことから、営業所の近隣にあり首都圏中央自動車連絡道厚木インターチェンジに近く、輸送業務の効率化を図ることができる申請地を駐車場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側は道路、南側は田及び雑種地、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅10メートルの浸透アスファルト舗装にて設け、敷地内を最大75センチメートル程盛土の上、砂利敷し、大型トラック8台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側については高さ60センチメートルの単管パイプ、30センチメートルの波板トタン板土留め及びコンクリートブロック1段積を新設、西側については出入口以外にコンクリートブロック3段積を新設、南側については田の周囲にコンクリートブロック1段積を新設、それ以外は既存のコンクリート擁壁を利用、北側については高さ60センチメートルの単管パイプ及び30センチメートルの波板トタン板土留めを新設する計画となっております。また、西側以外は隣地境界から30センチメートル後退して30度以内の法面とする計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水樹を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は三田字五貫田2筆、地目は田、合計面積は499㎡です。

受人は三田1丁目の株式会社T、代表取締役Uさん、渡人は三田南3丁目にお住まいのVさんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

借人は、厚木市三田1丁目に本店を置き、一般貨物自動車運送業を営む法人で、現在三田で使用している資材置場の空きスペースに運送車両を駐車しておりますが、業務の効率が悪く、車両等の出入りで事故が発生する危険があることから、首都圏中央自動車連絡道厚木インターチェンジに近く、輸送業務の効率化を図ることができる申請地を駐車場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側は田、南側は雑種地、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと敷地内を砂利敷きの上、出入口は北側に幅9.5メートルで設け、4トントラック6台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外を高さ60センチメートルの単管柵で囲み、北側以

外は高さ30センチメートルのトタン板張りの上、東側及び西側にはコンクリートブロック2段積を新設する計画となっております。

また、西側の田からの排水につきましては、申請地南側に排水口及び排水管を設け、東側の水路に流す計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

3番でございますが、対象となる農地の所在は三田字五貫田、地目は田、面積は899平方メートルです。

借人は海老名市中新田3丁目の有限会社W、取締役Xさん、渡人は川崎市川崎区大島2丁目にお住まいのYさんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

借人は、海老名市中新田3丁目に本店を置き、一般貨物自動車運送業を営む法人で、現在海老名市で使用している資材置場の空きスペースに運送車両を駐車しておりますが、資材の搬出時に運送車両の移動をしなければならないなど、業務の効率が悪いことから、首都圏中央自動車連絡道厚木インターチェンジに近く輸送業務の効率化を図ることができる申請地を駐車場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は田、西側及び北側は道路、南側は雑種地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅20メートルの浸透アスファルト舗装にて設け、敷地内を砂利敷し、大型トラック7台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側を設置し、西側の一部にコンクリートブロック2段から3段積を新設、北側及び南側は高さ60センチメートルの単管柵及び南側にのみ30センチメートルのトタン板土留めを新設する計画となっております。また、東側及び南側は隣地境界から30センチメートル後退し、30度の法面処理をします。

また、東側の田の取水につきましては、申請地南側に取水口及び配管を新設し、田へ流す計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水樹を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は三田南三丁目2筆、地目は畑、合計面積は149平方メートルです。

借人は海老名市中野2丁目にお住まいのZさん、貸人は三田南3丁目にお住まいのaさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建築のための転用許可申請です。

借人は貸人の娘で、子供の成長に伴い、現在賃貸しているアパートでは手狭になったことから、申請人の祖母が所有する農地や自宅の近くにあるため、共に農作業を行うことができる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側は宅地、西側及び南側は畑、北側は道路及び畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を転圧し、建築面積70.18平方メートル、延床面積119.24平方メートルの木造2階建ての住宅を建築しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を北側に幅2.5メートルで設け、東側については既存のコンクリートブロック3段積及びフェンスを利用、それ以外の周囲を高さ5センチメートルの地先境界ブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の東側の市街化区域から500メートル以内に位置し、かつ農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル未満ではありますが、都市計画法に基づく開発許可申請手続中となっておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<小澤委員>

3番でございますが、有限会社Wについては、何回か借人として名前を見たことがあります。

最初に有限会社Wが借りたいと許可申請があった場所については、現在、別の会社が借りております。

あまりにも名義貸しとみられる案件が多すぎてそのような目で見てしまいます。

会社の規模と、以前申請があった場所を使っていない理由を調べておいてください。

<副主幹>

有限会社Wの規模及び過去に許可された場所の使用の実態については、現在確認が取れてないため調べさせていただきます。

<小澤委員>

よろしくお願いいたします。

<議長>

他に質問はありませんか。

<松前委員>

2番と3番の間に田がありますが、その所有者は、耕作を続けるつもりなのでしょうか。
また、転用に当たって耕作に影響はないのでしょうか。

<副主幹>

2番及び3番の転用については、事前に間の農地所有者に事業の説明を行ってもらっておりまして、田として利用していくとのことでしたので、取水管と排水管をそれぞれの敷地内に設けるように代理人に伝えており、土地利用計画図にも反映しております。

<松前委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程9、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在は上荻野字王子原11筆、地目は畑、合計面積は8,780.88平方メートルです。本案件は、令和元年7月19日に神奈川県指令農地第302号で農地転用許可を受けた申請地です。

北側の隣接地6,642平方メートルをトラック等の駐車場とする計画があり、接道している道路が4メートルと狭く、車両等の通行に支障をきたすおそれがあることから、申請地の道路際に設置する予定であった鉄筋コンクリート擁壁を敷地内に3メートル程後退し、それに伴い車両の取り回しをよくするために雨水浸透スペースを短くし、幅を広げる代わりに出入口の幅を18メートルから12メートルに狭めようとする事業計画変更申請されたものです。

事業計画変更承認の基準に照らし合わせて、許可取消後、農地として効率的に利用されると認められないこと、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失でないと認められること、転用事業の必要性が変更前と比べて同程度であることなど、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、事業計画及び被害防除措置等につきましては、許可を受けたものと変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程9、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。
よって、日程9、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

次に、日程10、議案第5号「新規就農者の認定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第5号「新規就農者の認定について」、御説明申し上げます。
1番から3番について、一括して御説明申し上げます。

1番でございますが、申請人は下川入にお住まいのbさん。

2番でございますが、申請人は森の里4丁目にお住まいのcさん。

3番でございますが、申請人は愛甲2丁目にお住まいのdさんの3人でございます。

申請人は、いずれも厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する厚木市農業協同組合が行う農業塾の就農コースまたは新規就農コースを修了されており、令和元年12月10日付けで、修了証が交付されております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

この後、御審議いただきます「農用地利用集積計画の決定について」を受け、安定的な農業経営を図るため、新規就農者として認定しようとするものです。

1番のbさんですが、耕作予定地は山際字下萩原3筆、合計面積は937平方メートル。

通作距離は1キロメートル、車で約2分でございます。

ショウガ、サトイモ、ブロッコリーなど露地野菜の作付けを予定しております。

年間の所得目標は50万円。販路といたしましては、直売所及び直販売等を予定しております。

2番のcさんですが、耕作予定地は上古沢字南4筆、合計面積は1,498平方メートル。

通作距離が0.2キロメートル、車で約1分でございます。

キュウリ、トマト、エンドウマメなど露地野菜を予定しております。

年間の所得目標は100万円。販路といたしましては、直売所を予定しております。

3番のdさんですが、耕作予定地は船子字長ヶ町1筆、面積は658平方メートル。

通作距離は2キロメートル、バイクで5分でございます。

キュウリ、トマト、エンドウマメなど露地野菜を予定しております。

年間の所得目標は300万円。販路といたしましては、直売所を予定しております。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<難波委員>

3番についてですが、所得目標が高いように感じますが、レストランを経営されているということとでよろしいでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

以前はレストランを経営されていましたが、現在は経営していません。

所得目標としては、将来dさんの息子も農業を手伝うことを想定しているということですので、そういった面で高い所得目標を設定しているようです。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第5号「新規就農者の認定について」、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第5号「新規就農者の認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。

<議長>

続きまして、日程11、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本議案は32番までございますが、1番から3番までにつきましては、井上委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己に関する事項については、その議事に参与することができませんので井上委員の退室を求めます。

[井上委員退室]

<議長>

それでは、日程11、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の1番から3番までについての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の1番から3番までについて、御説明申し上げます。

借人は上依知にお住まいのeさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

1番の申出地は上依知字中河原1筆、地目は田、面積は991平方メートル、利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

2番の申出地は上依知字川原田1筆及び同字舞台1筆、地目は田、合計面積は1,599平方メートル、利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

3番の申出地は上依知字舞台1筆、地目は田、面積は991平方メートル、利用目的は水稻、6年間の使用貸借権の新規設定でございます。

なお、1番から3番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第

3項に規定する要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の1番から3番までについては、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の1番から3番までについては、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員の入室を認めます。

[井上委員入室]

<議長>

それでは、日程11、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の4番から32番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の4番から32番について、御説明申し上げます。

4番でございますが借人は森の里4丁目にお住まいのcさんで、申出地は上古沢字南4筆、地目は畑、合計面積は1,498平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

5番でございますが借人は愛甲2丁目にお住まいのdさんで、申出地は船子字長ケ町1筆、地目は畑、面積は658平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

6番から9番でございますが、借人は飯山にお住まいのfさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

6番の申出地は三田字下前川原1筆、地目は田、面積は589平方メートル、利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7番の申出地は三田字下川原1筆、地目は田、面積は999平方メートル、利用目的は水稻、3年間

の使用貸借権の新規設定でございます。

8番の申出地は三田字白山1筆、地目は田、面積は1,513平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

9番の申出地は三田字白山1筆、地目は田、面積は1,277平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

10番でございますが借人は飯山にお住まいのBさんで、申出地は及川字矢名海道1筆、地目は畑、面積は731平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

11番及び12番でございますが、借人は飯山にお住まいのgさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

11番の申出地は飯山字上千頭3筆、地目は畑、合計面積は1,307平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

12番の申出地は飯山字上千頭1筆、地目は畑、面積は1,051平方メートル、利用目的は野菜、3年間の賃貸借権の新規設定でございます。

13番でございますが借人は温水にお住まいのhさんで、申出地は温水字宮原1筆、地目は畑、面積は2,519平方メートルの内1,344.20平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

14番でございますが借人は愛甲東3丁目にお住まいのiさんで、申出地は愛甲字扱免1筆、地目は畑、面積は565平方メートル、利用目的は普通畑、6年間の使用貸借権の新規設定でございます。

15番でございますが借人は酒井にお住まいのjさんで、申出地は愛甲字堀添1筆、地目は田、面積は647平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

16番でございますが借人は中依知にお住まいのkさんで、申出地は下依知二丁目1筆、地目は畑、面積は761平方メートル、利用目的は普通畑、6年間の使用貸借権の更新設定でございます。

17番から23番でございますが、借人は関口にお住まいのlさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

17番の申出地は関口字才戸2筆、地目は田、合計面積は1,366平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

18番の申出地は関口字御嶽下2筆、地目は田、合計面積は1,364平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

19番の申出地は関口字山ノ根2筆及び同字長坂2筆、地目は田、合計面積は2,670.19平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

20番の申出地は関口字長坂1筆及び下川入字十四ノ域2筆、地目は田、合計面積は1,579平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

21番の申出地は関口字長坂1筆及び同字西河原2筆、地目は田、合計面積は2,782平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

22番の申出地は関口字長坂2筆及び同字西河原4筆、地目は田、合計面積は3,791平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

23番の申出地は関口字西河原1筆、地目は田、面積は953平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

24番でございますが借人は下川入にお住まいのmさんで、申出地は下川入字十ノ域1筆、地目は田、面積は784平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

25番でございますが借人は三田南3丁目にお住まいのnさんで、申出地は三田字川端1筆、地目

は畑、面積は1,745平方メートルの内691.83平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

26番でございますが借人は林3丁目にお住まいの○さんで、申出地は及川字竹ノ鼻2筆、地目は畑、合計面積は1,418平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

27番及び28番でございますが、借人は飯山の農事組合法人p、代表理事qさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

27番の申出地は林3丁目1筆、地目は田、面積は591平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

28番の申出地は飯山字柳背1筆、地目は田、面積は968平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

29番でございますが借人は元町にお住まいのrさんで、申出地は飯山字千代ヶ原1筆、地目は畑、面積は992平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

30番でございますが借人は毛利台3丁目にお住まいのsさんで、申出地は下古沢字鶴マキ1筆、地目は畑、面積は1,575平方メートル、利用目的は普通畑、6年間の使用貸借権の更新設定でございます。

31番でございますが借人は温水にお住まいのtさんで、申出地は温水字宮原1筆、地目は畑、面積は843平方メートル、利用目的は苗木、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

32番でございますが借人は戸室3丁目にお住まいのuさんで、申出地は温水字八反田3筆、地目は畑、合計面積は1,313平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、4番から32番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の4番から32番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程11、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」の4番から32番までについては、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年厚木市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

令和2年1月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
